

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第三十二号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金のうち、駐車場料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市西区大字西新井字堤崎前五百五番地百二十一 ビノー工業株式会社 代表取締役 戸張 四郎	平成三十年一月一日から平成三十一年九月三十日まで